

〔沿革〕 平成26年12月例規（監）第75号 平成28年2月例規（監）第7号  
令和2年3月例規（警）第15号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

千葉県警察内部通報処理要綱

## 第1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、千葉県警察において、内部通報者からの法令違反行為に関する通報を適切に処理するため、千葉県警察が取り組むべき基本的事項を定めることにより、内部通報又は内部通報に関連する相談をした者（以下「内部通報者等」という。）の保護を図るとともに、千葉県警察の法令遵守を図ることを目的とする。

## 第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内部通報 次のいずれかに掲げる通報であって、不正に利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でなされるものを除く。
  - ア 職員及び千葉県警察が雇用する会計年度任用職員（以下「千葉県警察の職員」という。）又は千葉県警察の契約先の労働者（以下「職員等」と総称する。）が、千葉県警察（千葉県警察の事業に従事する場合における職員等を含む。）についての法令違反行為又はその疑いのある事実を千葉県警察に通報すること。
  - イ 職員等が、千葉県警察の職員についての地方公務員法その他内部規程に違反する行為又はその疑いのある事実を千葉県警察に通報すること。
- (2) 内部通報者 内部通報をした者をいう。
- (3) 内部通報相談窓口 内部通報の受理及び内部通報に関連する相談に応じるため警務部監察官室（以下「監察官室」という。）に設置した窓口をいう。

## 第3 秘密の保持等

- 1 内部通報及び内部通報に関連する相談（以下「内部通報等」という。）の取扱いに関与した職員等は、内部通報等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 内部通報等の取扱いに関与した職員等は、知り得た個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。以下同じ。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 千葉県警察の職員は、自らが関係する内部通報等及び情報提供の取扱いに関与してはならない。

## 第4 内部通報の処理

### 1 内部通報の受理

- (1) 監察官室は、職員等から受けた通報が内部通報に該当するときは、当該内部通報者に対し、当該内部通報を受理した旨を通知するものとする。この場合において、監察官室は、当該内部通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該内部通報者の氏名及び連絡先並びに当該内部通報の内容となる事実を把握するとともに、当該内部通報者に対し、当該内部通報者に対する不利益な取扱いのないこと、当該内部通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを説明するものとする。
- (2) 監察官室は、職員等から受けた通報が内部通報に該当しないときは、当該通報をした者に対し、当該通報を内部通報として受理しないこと及びその理由を通知するものとする。
- (3) 内部通報等の取扱いに従事する職員以外の職員等は、他の職員等から内部通報等を受けたときは、遅滞なく、内部通報相談窓口への連絡その他の適切な措置を執るものとする。

### 2 内部通報の調査

- (1) 監察官室は、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着

手の時期を、調査を行わない場合はその旨及びその理由を内部通報者に対し、通知するものとする。

(2) 監察官室は、内部通報者に対し、当該内部通報を受理してから当該内部通報の処理を終了するまでに必要と見込まれる期間を通知するよう努めるものとする。

(3) 監察官室は、内部通報について必要な調査を行うに当たり、内部通報者の秘密を守るとともに、個人情報保護のため、当該内部通報者が特定されないよう十分に留意しなければならない。

(4) 監察官室は、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、調査の進捗よく状況及び調査結果を速やかに取りまとめ、内部通報者に対し通知するよう努めるものとする。ただし、内部通報者が通知を望んでいないときは、通知を要しない。

### 3 是正措置等の実施

(1) 監察官室は、調査結果を踏まえ、千葉県警察の法令遵守のために必要があると認めるときは、当該内部通報に係る所属（以下「関係所属」という。）に対し、是正措置及び再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を指示するとともに、その内容を遅滞なく連絡させるものとする。

(2) 監察官室は、調査により千葉県警察の職員の法令違反が明らかになった場合は、必要な措置を講じるものとする。

(3) 監察官室は、前記(2)の措置を執ったときは、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、内部通報者に対し、その内容を通知するよう努めるものとする。ただし、内部通報者が通知を望んでいないときは、通知を要しない。

## 第5 公安委員会への報告

監察官室は、公安委員会に対し、内部通報に該当する通報、調査結果、是正措置等の内容を遅滞なく報告するものとする。

## 第6 関係事項の公表

監察官室は、内部通報者及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、内部通報に該当する通報件数、是正措置等の内容その他の必要と認める事項を適宜公表するものとする。

## 第7 是正措置等の実効性の確認

監察官室又は関係所属は、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努めるものとする。

## 第8 内部通報者等の保護

### 1 不利益な取扱いの禁止等

(1) 監察官室及び内部通報者等の取扱いに関与した職員等は、内部通報者等の個人情報を監察官室及び内部通報等の取扱いに関与した職員以外の職員等に対し、提供してはならない。ただし、監察官室が、内部通報の処理に必要と認め、かつ、内部通報者等の同意がある場合は、この限りではない。

(2) 千葉県警察の職員は、内部通報者等に対し、当該内部通報等をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(3) 本部長その他の職員は、内部通報者等に対し、当該内部通報等を理由として不利益な取扱い等を行った千葉県警察の職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を執るものとする。また、正当な理由がなく、当該内部通報等に関する秘密を漏らし、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した千葉県警察の職員についても同様とする。

### 2 内部通報者のフォローアップ

監察官室は、関係所属の協力を得ながら、内部通報の処理終了後、内部通報をしたことを理由として内部通報者に対する不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないか等を適宜確認するなど、当該内部通報者の保護に係る十分なフォローアップを行うものとする。

## 第9 その他

### 1 内部通報関連資料の管理

関係所属は、内部通報の処理に係る文書その他資料を、千葉県警察の文書に関する訓令（平成20年本部訓令第22号）に基づき、内部通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切に

管理しなければならない。

## 2 上司への内部通報

所属において所属職員から内部通報等を受けた上司は、当該所属職員に対し、内部通報相談窓口を教示する、又は当該上司自らが可能な範囲で状況把握を行った上での内部通報相談窓口に通報するなど、内部通報者等の秘密の保持及び個人情報の保護と千葉県警察の法令遵守の観点から適切な措置を執るものとする。

## 3 協力義務

(1) 千葉県警察の職員は、正当な理由がある場合を除き、内部通報及び内部通報に関連する情報提供に関する調査に誠実に協力するものとする。

(2) 千葉県警察の職員は、他の行政機関及び公の機関における内部通報に係る調査に関して協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

## 4 国民等からの情報提供

千葉県警察の職員は、国民等から内部通報に関連する情報提供を受けたときは、これを誠実に処理するものとする。